

<石川県からのお知らせ>

# 建築物省エネ法の改正に伴い、 以下の取り扱いにご注意ください (令和元年 11 月 16 日施行)

## ◆法に基づく届出関係◆

- 民間審査機関による評価書（住宅性能評価書等）を提出する場合、届出期限が着工の3日前に短縮（下表①の場合）され、添付書類の一部が省略可能となります。

評価書	評価書の種別	届出期限	添付書類
あり	① 外皮性能基準 及び 1次エネルギー消費量基準	3日前	一部省略可
	② 外皮性能基準 のみ	21日前	一部省略可 <sup>※1</sup>
	③ 1次エネルギー消費量基準 のみ	21日前	一部省略可 <sup>※2</sup>
なし	—	21日前	省略不可

※1：外皮性能に関する添付書類のみ省略可

※2：1次エネルギー消費量に関する添付書類のみ省略可

## ◆省エネ基準関係◆

- 以下の地域において地域区分が見直しされました。

地域	旧 区分 <sup>※3</sup>	新 区分
小松市	5	6
白山市	旧白峰村	3
	旧河内村	4
	旧鳥越村	4

※3：経過措置として、令和3年3月31日までは旧区分により評価が可能

建築物省エネ法の改正に関する情報はこちら(国土交通省HP)

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

